

改正後	現行規則
<p>第1章～第3章 第6条 (略)</p> <p>第7条 競技許可証の申請に際しての要項と発給後の遵守事項</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 競技運転者許可証の発給を受けた者は、同時交付される健康管理カードに記載されている【健康管理事項】を遵守し、必要事項を記入、署名して許可証と共に携行すること。</p> <p>5. (略)</p> <p>6. (略)</p>	<p>第1章～第3章 第6条 (略)</p> <p>第7条 競技許可証の申請に際しての要項と発給後の遵守事項</p> <p>1. J A Fは他のASNによって発給され、かつ有効期間中の競技許可証の所持者に対しては、競技許可証を発給しない。(国内競技規則8-3参照) 他のASN発給の競技運転者許可証からJ A Fの許可証に国際モータースポーツ競技規則に則って切り替える場合、当該ASNから当該ライセンスを返却した証明を必要とする。(前年度まで認める。)</p> <p>2. J A F発給の競技許可証の所持者は日本国外の競技会に参加する場合は、許可証へのF I A国際競技規則付則L項に定める記載をもって、本連盟の事前承認を得たものとする。</p> <p>3. すべての競技許可証は国内競技規則による資格停止または資格取り消し処分をされた場合、その許可証は、直ちにJ A Fに返上しなければならない。</p> <p>4. 競技運転者許可証の発給を受けた者は、同時交付される健康管理カードに必要事項を記入、署名して許可証と共に携行すること。</p> <p>5. 競技運転者許可証を取得する適性についてJ A Fの審査を受け、承認を得た障がいのある者は、競技会参加申込時に当該条件についてオーガナイザーに申告しなければならない。</p> <p>6. 競技運転者許可証を取得する適性についてJ A Fの審査を受け、承認をえた身体に障がいのある者は、F I Aが所管する委員会によって承認された識別のためのユニバーサル・シンボルをオフィシャルに見えるよう、車両の前後及び両側面に掲示しなければならない。当該ロゴの大きさは、車両に表示される識別番号の少なくとも50%のサイズ (いかなる場合も最低8cm<sup>2</sup>の大きさ) とする。</p>

#### 第4章

ただし、次の場合は別途手数料を必要とする。

- 同一年度内において上位クラスを取得した場合…その差額とする。
- 公認審判員許可証を2種目以上併有の場合…最上級の許可証料を基本として計算し、2種目めより1種目につき500円（消費税込）を加算する。

#### 第5章 （略）

#### 第6章 本規定の施行

#### 第19条 本規定の施行

本規定は、2022年11月1日より施行する。

#### 第4章

ただし、次の場合は別途手数料を必要とする。

- 同一年度内において上位クラスを取得した場合…その差額とする。
- 同一年度内においてB2級（B1級を含む）からA2級を取得した場合、またはB1級からA1級を取得した場合…500円（消費税込）
- 公認審判員許可証を2種目以上併有の場合…最上級の許可証料を基本として計算し、2種目めより1種目につき500円（消費税込）を加算する。

#### 第5章 （略）

#### 第6章 本規定の施行

#### 第19条 本規定の施行

本規定は、2022年1月1日より施行する。